

(第一類 第一号)

第三十四回国会
衆議院

内閣

委員

會議録

第十九号

(二六五)

昭和三十三年三月二十二日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 福田 一君

理事 淺香 忠雄君 理事 岡崎 英城君

理事 高橋 禎一君 理事 高橋 等君

理事 前田 正男君 理事 石橋 政嗣君

理事 石山 權作君 理事 田万 廣文君

生田 宏一君 内海 安吉君

小金 義昭君 始関 伊平君

谷川 和穂君 富田 健治君

橋本 正之君 八田 貞義君

保科 善四郎君 山口 好一君

飛島田 一雄君 杉山 元治郎君

受田 新吉君 中村 時雄君

出席國務大臣

農林大臣 福田 赳夫君

國務大臣 石原幹市郎君

國務大臣 益谷 秀次君

出席政府委員

總理府總務長官 福田 篤泰君

總理府總務副長 佐藤 朝生君

官

委員外の出席者

農林事務官 庄野五一郎君

(農地局管理部長) 安倍 三郎君

專門員 安倍 三郎君

三月二十二日

委員中村時雄君辭任につき、その補

欠として受田新吉君が議長の指名で

委員に選任された。

三月十八日

自治庁設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第九九号)

同月十九日

行政機關職員定員法等の一部を改正

する法律案(内閣提出第一〇四号)

同日

農地購買者問題調査会設置法案反

対に関する諸願外百十一件(久保田

豊君紹介)(第一一七四号)

同外百十件(杉山元治郎君紹介)(第

一一七五号)

建設省定員外職員の定員化に関する

諸願外二十二件(森本靖君紹介)(第

一一七六号)

同(山崎始男君紹介)(第一一七七

号)

同(富田健治君紹介)(第一二六〇

号)

同(内海清君紹介)(第一二二五号)

同(受田新吉君紹介)(第一二二六

号)

同(大矢省三君紹介)(第一二二七

号)

同(菊川君子君紹介)(第一二二八

号)

同(本島百合子君紹介)(第一二二九

号)

同(和田博雄君紹介)(第一二三〇

号)

同(富田健治君紹介)(第一四〇二

号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一四〇三

号)

同(南好雄君紹介)(第一四〇四号)

同(三和精一君紹介)(第一四〇五

号)

同(二階堂進君紹介)(第一四〇六

号)

同(野田卯一君紹介)(第一四〇七

号)

同外二件(山花秀雄君紹介)(第一四

〇八号)

建設省地理調査所定員外職員の定員

化に関する諸願(中嶋英夫君紹介)

(第一一七八号)

同(菊川君子君紹介)(第一一三三

一

号)

同(水谷長三郎君紹介)(第一一三三

二

号)

同(本島百合子君紹介)(第一一三三

三

号)

同(堀川恭平君紹介)(第一四二五

号)

同(山花秀雄君紹介)(第一四二六

号)

行政機關定員外職員の全員定員化に

関する諸願(足鹿寛君紹介)(第一一

七九号)

同(森本靖君紹介)(第一一八〇

号)

同(伊藤よし子君紹介)(第一一八一

号)

同(井手以誠君紹介)(第一一八二

号)

同(石田省全君紹介)(第一一八三

号)

同(石村英雄君紹介)(第一一八四

号)

同(石野久男君紹介)(第一一八五

号)

同(猪俣浩三君紹介)(第一一八六

同(小川豊明君紹介)(第一一八八

号)

同(太田一夫君紹介)(第一一八九

号)

同(大原亨君紹介)(第一一九〇号)

同外二件(角屋堅次郎君紹介)(第一

一九一

号)

同(神近市子君紹介)(第一一九二

号)

同(上林與市郎君紹介)(第一一九三

号)

同(川村繼義君紹介)(第一一九四

号)

同(栗原俊夫君紹介)(第一一九五

号)

同(五島虎雄君紹介)(第一一九六

号)

同(小松幹君紹介)(第一一九七号)

同(佐々木更三君紹介)(第一一九八

号)

同(佐野憲治君紹介)(第一一九九

号)

同(坂本泰良君紹介)(第一二〇〇

号)

同(櫻井奎夫君紹介)(第一二〇一

号)

同(島口重次郎君紹介)(第一二〇二

号)

同(實川清之君紹介)(第一二〇三

号)

同(下平正一君紹介)(第一二〇四

号)

同(田中織之進君紹介)(第一二〇五

号)

同(辻原弘市君紹介)(第一二〇六

同(中澤茂一君紹介)(第一二〇七

号)

同(中嶋英夫君紹介)(第一二〇八

号)

同(中村英男君紹介)(第一二〇九

号)

同(西村関一君紹介)(第一二一〇

号)

同(野口忠夫君紹介)(第一二一一

号)

同外五件(芳賀實君紹介)(第一二

二二

号)

同(原茂君紹介)(第一二二三号)

同(穂積七郎君紹介)(第一二二四

号)

同(松浦定義君紹介)(第一二二五

号)

同(松前重義君紹介)(第一二二六

号)

同(三鍋義三君紹介)(第一二二七

号)

同(三宅正一君紹介)(第一二二八

号)

同(森本靖君紹介)(第一二二九号)

同(八木一男君紹介)(第一二二〇

号)

同(八百板正君紹介)(第一二二一

号)

同(山中日露史君紹介)(第一二二二

号)

同(山崎始男君紹介)(第一二二三

号)

同外四件(横路節雄君紹介)(第一二

二四

号)

同(和田博雄君紹介)(第一二二六号)	同(武藤武雄君紹介)(第一三五四号)	同(平岡忠次郎君紹介)(第一四三九号)	同(山花秀雄君紹介)(第一四二四号)
同(橋本正之君紹介)(第一二六一号)	同(門司亮君紹介)(第一三五五号)	同(中垣國男君紹介)(第一二九二号)	同(宮城県石越地区の寒冷地手当増額に 関する請願(日野吉夫君紹介)(第一 三五七号)
同(塚原俊郎君紹介)(第一二六二号)	同(安井吉典君紹介)(第一三五六号)	同(八木一郎君紹介)(第一二九三 号)	衆議院解散に関する請願(山中吾郎 君紹介)(第一三九六号)
同(村瀬宣親君紹介)(第一二九四号)	同(淺沼滔次郎君紹介)(第一四〇九 号)	同(櫻内義雄君紹介)(第一三九七 号)	北海道開発局定員外職員の定員化に 関する請願(椎熊三郎君紹介)(第一 四二七号)
同(今澄勇君紹介)(第一三三六号)	同(石山權作君紹介)(第一四一〇 号)	建国記念日制定に関する請願(廣瀬 正雄君紹介)(第一二五〇号)	同(竹内俊吉君紹介)(第一四二八 号)
同(受田新吉君紹介)(第一三三七 号)	同(加藤勘十君紹介)(第一四一一 号)	同(池田清志君紹介)(第一二五三 号)	運輸省港湾建設局定員外職員の定員 化に関する請願(小川平二君紹介) (第一四一九号)
同(大貫大八君紹介)(第一三三八 号)	同(栗林三郎君紹介)(第一四一二 号)	同(鴨田宗一君紹介)(第一二五四 号)	同(鴨田宗一君紹介)(第一四三〇 号)
同(神田大作君紹介)(第一三三九 号)	同(杉山元治郎君紹介)(第一四一三 号)	同(小金義照君紹介)(第一二七〇 号)	同(河本敏夫君紹介)(第一四三一 号)
同(菊川君子君紹介)(第一三四〇 号)	同(堂森芳夫君紹介)(第一四一四 号)	同(坂田道太君紹介)(第一二八四 号)	同(關谷勝利君紹介)(第一四三二 号)
同(木下哲君紹介)(第一三四一号)	同(風見章君紹介)(第一四一五号)	同(大坪保雄君紹介)(第一二八八 号)	同(堀川恭平君紹介)(第一四三三 号)
同(久保三郎君紹介)(第一三四二 号)	同(平岡忠次郎君紹介)(第一四一六 号)	同(坂田道太君紹介)(第一二八九 号)	同(三池信君紹介)(第一四三四号)
同(小松信太郎君紹介)(第一三四三 号)	同(中村英男君紹介)(第一四一七 号)	同(高橋等君紹介)(第一三九八号)	同(南好雄君紹介)(第一四三五号)
同(佐々木良作君紹介)(第一三四四 号)	同(外一件(永井勝次郎君紹介)(第一 四一八号)	同(外二件(正力松太郎君紹介)(第一 三九九号)	同(山花秀雄君紹介)(第一四三六 号)
同(館俊三君紹介)(第一三四五号)	薪炭手当及び寒冷地手当の増額に關 する請願(石山權作君紹介)(第一二 二七号)	同(松岡嘉兵衛君紹介)(第一四〇〇 号)	寒冷地手当増額に関する請願外二件 (飯塚定輔君紹介)(第一四三七号)
同(田万廣文君紹介)(第一三四六 号)	同(山中吾郎君紹介)(第一二二八 号)	同(外三件(山田彌一君紹介)(第一四 〇一号)	同(外一件(柳谷清三郎君紹介)(第一 四三八号)
同(堤ツルヨ君紹介)(第一三四七 号)	同(柳谷清三郎君紹介)(第一二九五 号)	靖国神社の國家護持に關する請願 (大坪保雄君紹介)(第一二五六号)	三月十八日 靖国神社の國家護持に關する陳情書 外十七件(広島市鉄砲屋町六十番地 広島県道族会長大谷惣外二万四千九 百三十一名)(第三八〇号)
同(中村時雄君紹介)(第一三五〇 号)	同(鈴木一君紹介)(第一二五八号)	同(外三件(中川俊思君紹介)(第一二 五七号)	
同(外二件(永井勝次郎君紹介)(第一 三五一号)	同(鈴木一君紹介)(第一二五九号)	同(綾部健太郎君紹介)(第一二六八 号)	
同(西村榮一君紹介)(第一三五二 号)	一般職の職員の給与に關する法律の 一部改正に關する請願(板川正吾君 紹介)(第一二二九号)	同(外一件(大橋武夫君紹介)(第一二 六九号)	
同(外一件(正木清君紹介)(第一三五 三号)	同(鴨田宗一君紹介)(第一二五五 号)		

三十四 消防団員等公務災害補償責任共済基金の定款の変更を認可し、役員を任命し、及び事業計画書等を承認すること。

第四号第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）の規定に基づき、市町村の消防施設に対し補助金を交付すること。

三十四の三 前号に掲げるもののほか、消防の組織及び運営に関する制度を企画し、及び立案し、消防職員等の教養訓練を実施し、消防に関する試験研究を行ない、並びに消防施設の整備その他消防の運営に関し指導すること。

第四号に次の一項を加える。

2 自治大臣は、国家行政組織法第十六条第一項及び地方自治法（第二百六十一条を除く。）の規定に基づく内閣総理大臣の権限の行使について、内閣総理大臣に助言その他の援助をすることができ。

第五号及び第六号中「長官官房」を「大臣官房」に改める。

第八号第二項中「庁務」を「省務」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第九号の見出し及び各号列記以外の部分中「長官官房」を「大臣官房」に改め、同条第二号中「長官」を「大臣」に、「庁印」を「省印」に改め、同条第十七号中「他局」を「他局及び他の機関」に改める。

第十号第一号中「補佐すること」を「助言その他の援助をすること」に改

め、同条第三号中「地方自治法」を「地方自治法（第二百六十一条を除く。）の規定」に、「補佐すること」を「助言その他の援助をすること」に改め、同条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に関すること。

五の三 奄美群島復興特別措置法の施行に関すること。

第十一号に次の一号を加える。

十一 選挙制度調査会の庶務に関すること。

第十三号第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十五 固定資産評価制度調査会の庶務に関すること。

第十七号第七号の二を削る。

第二十三号の三の次に次の一条を加える。

（奄美群島復興審議会）
第二十三号の四 自治省に、奄美群島復興審議会を置く。

2 奄美群島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、奄美群島復興特別措置法の定めるところによる。

第二十四号の二の次に次の一条を加える。

（外局）
第二十四号の三 国家行政組織法第三号第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

2 消防庁の組織、所掌事務及び権限は、消防組織法（昭和二十二年

法律第二百二十六号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）
第二条 この法律の施行の際現に総理府及び自治庁の附属機関である機関並びに国家消防本部に附置されている機関で自治省及び消防庁の相当の附属機関となるものの委員（予備委員を含む。以下この条において同じ。）である者は、それぞれ自治省及び消防庁の相当の附属機関の委員となるものとし、この法律の施行の際現に自治庁及び国家消防本部の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて自治省の職員となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に對してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正

後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に對してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）
第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

本則（第四百四十六号第八項及び第九項、第四百四十六号の二、第四百四十六号の三並びに第二百六十一条を除く。）中「内閣総理大臣」及び「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二百四十六号の三中「内閣総理大臣は、第二百四十五号の三第一項及び前条第一項の規定による権限の行使のため、」を「内閣総理大臣にあつては前条第一項の規定による権限の行使のため必要があるとき、自治大臣にあつては第二百四十五号の三第二項及び第二百四十六号の規定による権限の行使のため」に改め、同条後段を削る。

第二百六十一条第二項中「その日から」を「直ちに当該法律を添えてその旨を自治大臣に通知し、自治大臣は、その通知を受けた日から」に改め、同条第四項中「その結果を」の下に「自治大臣に報告し、自治大臣は、直ちにその旨を」を加える。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）
第六条 最高裁判所裁判官国民審査

法（昭和二十二年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三号第二項及び第四十号中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第四十四号第二項中「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。

（消防組織法の一部改正）
第七条 消防組織法の一部を次のように改正する。

本則中「国家消防本部」を「消防庁」に、「国家消防本部長」を「消防庁長官」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三号第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

第三条 消防庁の長は、消防庁長官とする。

第四条第十六号を次のように改める。

十六 消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第七号）の施行に関する事項

第四条の二第一項、第四条の三第一項及び第四条の四第一項中「附置する」を「置く」に改める。

第五条を次のように改める。

（地方財政法の一部改正）
第八条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二十一条及び第二十二条中「内閣総理大臣を通じて自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)
第九条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一 総理府の項中「自治庁」を削り、同表中建設省の項の次に次のように加える。

自治省	消防庁
計 二二、五七九人	計 三八八人

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)
第十条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部自治庁図書館の項を削り、国立国会図書館支部建設省図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部自治庁図書館	自治省
計 二二、五七九人	計 三八八人

(行政機関職員定員法の一部改正)
第十一条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「国家消防本部 一一八人」及び「自治庁 二七〇人」を削り、

計 二二、五七九人

計 二二、一九一人に改め、同表中建設省の項の次に次のように加える。

自治省	本省	消防庁
計	二七〇人	一一八人
	三八八人	

(総理府設置法の一部改正)

第十二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中奄美群島復興審議会の項を削る。

第十七条中「自治庁」を削る。

第十八条の表中自治庁の項を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第十三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

「自治庁長官」を「自治大臣」に、「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。

第五条の二第六項中「自治庁選挙局」を「自治省選挙局」に改める。

第八八条第一項第一号中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、

同条第二項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、「当選人の住所及び氏名」の下に「内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は、直ちにこれを加える。」

第百十一条第一項第一号及び第二号中「通知を受けた」を「通知があつた」に、「内閣総理大臣から」を「内閣総理大臣は自治大臣に通知し、自治大臣は」に改める。

第百九十二条第四項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(町村職員恩給組合法の一部改正)
第十四条 町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条の六中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第七條第四項及び第五項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

(電源開発促進法の一部改正)
第十五条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 自治大臣
(自治大学校設置法の一部改正)

第十六条 自治大学校設置法(昭和二十八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第十七条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「大蔵大臣及び自治大臣」に改め、同条第二項を削る。

治大臣」に改め、同条第二項を削る。

(奄美群島復興特別措置法の一部改正)
第十八条 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

本則並びに別表第一及び別表第二中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第七條第一項中「総理府」を「自治省」に改める。

第十一条を次のように改める。

(復興計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第十一条 復興計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行(第五条第三項(同条第四項において準用する場合を含む)の規定による工事に係る予算の執行を除く)に関する国の事務は、自治省において掌理する。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

第十九条 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

附則第二十項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第五条を除く)中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第十九条第二項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正)

第二十一条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律百七号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

附則第十條中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「国家消防本部」を「消防庁」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二十二條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、第五十二條第四項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

(新市町村建設促進法の一部改正)

第二十三條 新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十七條第十三項、第二十八條第一項及び第二十九條の二第一項を除く)中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第二十三條第一項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(国土開発縦貫自動車道建設法の一部改正)

第二十四条 国土開発縦貫自動車道建設法(昭和三十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 自治大臣

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「総理府(内閣を含む)」、各省を「総理府(内閣及び自治省を含む)」、各省(自治省を除く)に改める。

第三条第二項第一号イ中「都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官及び国家消防本部に属する職員」を「及び都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官」に改める。

第八条中「各省大臣」を「各省大臣(自治大臣を除く)」に、「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二百二条第一項中「各省各庁の長」を「各省各庁の長(自治大臣を含む)」に改める。

第二十六条 総理府(内閣及び自治省を含む)に所属する職員(この法律による改正後の国家公務員共済組合法第三條第二項第一号に掲げる職員を除く)をもつて組織される組合は、政令で定めるところにより、国家消防本部に属していた職員に係る権利義務をこの法律

による改正前の国家公務員共済組合法第三條第二項第一号に掲げる職員をもつて組織する組合から承継するものとする。

(港灣法等の一部改正)

第二十七条 次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

一 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)

二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)

三 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)

(当せん金附証票法等の一部改正)

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

一 当せん金附証票法(昭和二十三年法律第四十四号)

二 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)

三 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)

四 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)

六 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)

七 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)

八 愛知用水公団法(昭和三十年法律第四十一号)

九 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)

十 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)

十一 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十三年法律第四号)

十二 東北開発促進法(昭和三十三年法律第十号)

十三 労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百六十六号)

十四 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)

十五 首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十三年法律第九十八号)

十六 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第一百六十六号)

十七 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)

十八 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)

十九 昭和三十四年七月及び八月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第七十五号)

(水防法等の一部改正)

第二十九条 次に掲げる法律の規定中「国家消防本部長」を「消防庁長官」に改める。

一 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)

三 耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)

(地方公務員法等の一部改正)

第三十条 次に掲げる法律の規定中「自治庁」を「自治省」に改める。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

二 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)

(国家公務員法等の一部改正)

第三十一条 次に掲げる法律の規定中「国家消防本部」を「消防庁」に改める。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)

二 消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)

三 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)

四 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)

(行政書士法等の一部改正)

第三十二条 次に掲げる法律の規定中「総理府令」を「自治省令」に改める。

一 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第九十九号)

三 入場譲与税法(昭和二十九年法律第二十二号)

四 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二十二号)

る法律(昭和二十九年法律第八十八号)

第三十三条 この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律が施行されないときは、前条第二号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」とあるのは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」と変更して同条の規定を適用する。

(地方公営企業法等の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

一 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)

二 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)

(政治資金規正法等の一部改正)

第三十五条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

一 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)

二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)

三 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第四十二号)

四 地方道路譲与税法（昭和三十一年法律第百十三号）

五 特別とん譲与税法（昭和三十一年法律第七十七号）

六 中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百三十八号）

（地方税法等の一部改正）
第三十六條 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官を自治大臣」に、「自治庁の職員及び自治庁職員を自治省の職員」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
二 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）

理由

地方自治及び公職選挙等並びに消防に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う機構を確立するため、自治庁及び国家消防本部を統合して自治省を新設する必要がある。

る。これが、この法律案を提出する理由である。

○石原国務大臣 たいい議題となりました自治庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と要旨を御説明申し上げます。

申し上げるまでもなく地方自治は民主政治の基盤でありまして、その健全な発達をはかることは、わが国民政治の根底をつちかうえんと存じます。しこうして地方公共団体は、その本来の公共事務を処理するほか、国の行政もその大半は地方公共団体の手を通じて行なわれ、国税及び地方税を合わせた租税総額の六割以上は、これらの行政を遂行するために、地方公共団体の責任で使用しているものであります。地方財政の規模は国家財政に比肩する大きなものを持っています。このように地方自治は、ことに重要な役割を果たしており、その伸張と運営のいかんは、国政の上にもきわめて重大な関係を持つておるのであります。従いまして中央各省と地方公共団体との間の連絡協調を一そう緊密にし、国政と地方自治との調和を保つて、地方自治の健全な発達と国政の適切な遂行をはかることがさるる緊要でありまして、これがためには、地方自治に関する行政を担当する国の行政機関として現在のような総理府の一局では適当と認めがたく、責任ある一省を設けることが必要であると存ずるのであります。

また消防行政につきましては、その重要性にかんがみ、かねてその強化充実をはかる必要が痛感されておるのであります。現在これをつかさどる国家消防本部は、国の行政組織上の地位が明確でないものであります。自治体消防の本質とその地方公共団体の一般行政との深い関連にかんがみ、これを地方自治を所掌する責任省に統合し、その責任体制を確立することが、消防行政を伸張させるゆえんであると考えられるのであります。これがため、自治庁に国家消防本部を統合して自治省を設け、国家消防本部はその外局としようとするものであります。

以下、本法案の内容について御説明申し上げます。

第一は、自治庁設置法を改めて、自治庁を自治省とし、国家消防本部をこれに統合して自治省の外局として消防庁を置くこととするものであります。自治省の権限は、現行の自治庁及び国家消防本部のままであります。自治省の設置に伴い従来、内閣総理大臣の権限に属していた事務が自治大臣の権限に移ることになります。これがため必要な条文の整理を行なうことといたしました。なお、消防庁の組織、所管事務及び権限は、従前の通り消防組織法の定めるところによるものといたしましたのであります。

第二は、自治省の機構につきましては、内部部局はすべて現在の自治庁のままとし、付属機関として、従来の自治庁の付属機関のほかに、これまで総理府の付属機関であつた奄美群島復興審議会を移管し、自治省を置くことといたしましたのであります。

第三は、自治省の設置に伴い、職員を引き継ぎ、その他従前の処分等に関する経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行なうこととしたのであります。

以上が、自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○福田委員長 次に行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。益谷国務大臣。

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律
（行政機関職員定員法の一部改正）
第一条 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二条 第一項の表を次のように改める。

防衛庁
本庁
調達庁
経済企画庁
科学技術庁
計
二、七四六
四、五二二
一、〇六一
二、八〇四

本省
司法試験管理委員会
公安審査委員会
公安調査庁
計
四三、五四〇
一〇
一、六五〇
四、五二〇

うち一〇、六〇三人は、検察庁の職員とする。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律
（行政機関職員定員法の一部改正）
第一条 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二条 第一項の表を次のように改める。

防衛庁
本庁
調達庁
経済企画庁
科学技術庁
計
二、七四六
四、五二二
一、〇六一
二、八〇四

本省
司法試験管理委員会
公安審査委員会
公安調査庁
計
四三、五四〇
一〇
一、六五〇
四、五二〇

うち一〇、六〇三人は、検察庁の職員とする。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律
（行政機関職員定員法の一部改正）
第一条 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二条 第一項の表を次のように改める。

防衛庁
本庁
調達庁
経済企画庁
科学技術庁
計
二、七四六
四、五二二
一、〇六一
二、八〇四

本省
司法試験管理委員会
公安審査委員会
公安調査庁
計
四三、五四〇
一〇
一、六五〇
四、五二〇

うち一〇、六〇三人は、検察庁の職員とする。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律
（行政機関職員定員法の一部改正）
第一条 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二条 第一項の表を次のように改める。

防衛庁
本庁
調達庁
経済企画庁
科学技術庁
計
二、七四六
四、五二二
一、〇六一
二、八〇四

外務省	本省	二、〇七六八	
大蔵省	本省 計 国税庁	二一、四八七人 五〇、四六六八 七一、九五三人	
文部省	本省 計 文化財保護委員会	六七、七〇九人 四二八八人 六八、一三七八	うち六六、〇二四人は、国立学校の職員とする。
厚生省	本省	四五、五〇六八	
農林省	本省 計 食糧庁 林野庁 水産庁	二六、九三一人 二七、八七八八 二七、六一三八 一、五五八八 八三、九八〇人	
通商産業省	本省 計 特許庁 中小企業庁	一一、九七九人 一、〇五五八 一三七八 一三、一七一八	
運輸省	本省 計 船員労働委員会 捕獲審検再審査委員会 海上保安庁 海難審判庁 気象庁	一一、六五五八 五四八 五 一〇、八九六八 一九七八 五、四二二八 二八、二二九八	
郵政省	本省	二七、二〇八二八	
労働省	本省 計 中央労働委員会 公共企業体等労働委員会	二一、七六〇八 八五八 一二八八 二一、九七三八	
建設省	本省	一八、三三七八	
合 計		六九四、四八七八	

(法制局設置法の一部改正)

第二条 法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「五十八人」を「六十人」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(暫定定員)

第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

警 察 庁	昭和三十五年九月三十日	一人
調 達 庁	昭和三十五年七月三十一日 昭和三十五年九月三十日 昭和三十六年二月二十八日	七五人 五五人 三五人
大蔵省 本省	昭和三十五年九月三十日	一人
厚生省 本省	昭和三十五年五月十五日 昭和三十六年五月十五日	八〇人 四五人
通商産業省 本省	昭和三十五年九月三十日	二人
建設省 本省	昭和三十五年九月三十日	一人

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中

昭和三十五年五月十五日

八〇人」を

昭和三十五年五月十五日

三五人

に改める。

昭和三十六年五月十五日

四五人

理 由

昭和三十五年度における事業予定計画にかんがみ、行政機関に置かれる職員の定員を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○益谷國務大臣 ただいま議題となり
ました行政機関職員定員法等の一部を
改正する法律案の提案理由について御
説明いたします。

今回提案いたしました行政機関職員
定員法等の一部を改正する法律案は、
昭和三十五年における行政機関の
事業予定計画に即応して、必要やむを
得ない事務の増加に伴う所要の増員を
行ないますとともに、業務の縮小に伴
う余剰定員の縮減を行なうこととする
ものであります。

次に、法律案の内容について申し上げ
ます。

まず第一に、行政機関職員定員法の
一部改正の部分について申し上げます
と、今回の改正によりまして、第二条
第一項の表における各行政機関の職員
の定員の合計六十八万七千四百五十七
人に對しまして、昭和三十五年事業
予定計画に伴い七千三百人を増加いた
しまして、合計六十九万四千四百八十
七人となりました。

事業予定計画に伴う増員のおもなも
のとしたしましては、科学技術の振興
に伴うもの百九十三人、登記事務の増
加に伴うもの百四十二人、国立学校の
学年進行、学部の増設等に伴うもの九
百七十七人、郵便取り扱い業務量の増
加に伴うもの二千七百四十六人、電気通
信施設の拡張に伴うもの二千十一人、
公共事業の増大に伴うもの三百七十一
人等がありますが、いずれも業務の増
加に伴う必要やむを得ないものであり
ます。

なお、事業予定計画に伴う減員のお
もなものとしたしましては、駐留軍提
供施設等の減少によるもの七十五人、
アルコール工場の払い下げに伴うもの

百十二人、電信電話業務を日本電信電
話公社に移管することに伴うもの七百
五十一人等があります。

第二に、法制局設置法の一部改正の
部分について申し上げますと、法制局
における法令案等の審査、立案につい
ての担当官一人当たりの負担を調整し
て、その事務遂行の能率を高め、審
査、立案の成果の一層の向上を期す
るため、参事官二人を増員いたしまし
て、長官、次長を除く職員定員を六
十人とするものといたしました。

次に、この改正法律は昭和三十五年
四月一日から施行することといたして
おります。

以上がこの改正法律案のおもな内容
であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御
可決あらんことを御願いたします。

○福田委員長 行政管理庁設置法の一
部を改正する法律案を議題とし、前会
に引き続き質疑を許します。

御質疑はありませんか。——御質疑
がなければ、これにて本案についての
質疑は終了いたしました。

○福田委員長 本案に対し石橋政嗣君
外二十八名より修正案が提出されてお
ります。この際本修正案を議題とし、
提出者よりその趣旨の説明を求めま
す。石橋政嗣君。

行政管理庁設置法の一部を改正
する法律案に対する修正案
行政管理庁設置法の一部を改正す
る法律案の一部を次のように修正す
る。

第三条第六項の改正に関する部分
を次のように改める。

第二条第十三号を第十四号と
し、同条第十二号の次に次の一号を
加える。

十三 各行政機関の業務及び前号
に規定する業務に関する苦情の
申出につき必要なあつせんを行
なうこと。

第三条第三項から第五項まで中
「第十三号」を「第十四号」に改め、同
条第六項を削る。

第三条の二第二項の次に一項を加
える改正規定中「第十三号」を「第十
四号」に改める。

○石橋政嗣委員 行政管理庁設置法の
一部を改正する法律案に対する修正案
を提出し、これについての御説明を申
し上げます。本修正案は三党の共同提
案にかかるとありますが、まず修
正案を朗読いたします。

行政管理庁設置法の一部を改正す
る法律案の一部を次のように修正す
る。

第三条第六項の改正に関する部分
を次のように改める。

第二条第十三号を第十四号と
し、同条第十二号の次に次の一号を
加える。

十三 各行政機関の業務及び前号
に規定する業務に関する苦情の
申出につき必要なあつせんを行
なうこと。

第三条第三項から第五項まで中
「第十三号」を「第十四号」に改め、同
条第六項を削る。

第三条の二第二項の次に一項を加
える改正規定中「第十三号」を「第十
四号」に改める。

この修正案は、各行政機関等の業務
に関する一般国民あるいは市町村等の
苦情について、従来行政管理庁の出先
機関が行なっているあつせんを行政管
理庁の所掌事務に加えようとするもの
であります。何とぞ御賛成あらんこと
をお願い申し上げます。

○福田委員長 御質疑はありません
か。——御質疑がないようであります
から、これより原案及び修正案を一括
して討論に入ります。

別に討論の申し出もありませんの
で、直ちに採決に入ります。

まず石橋政嗣君外二十八名提出の修
正案について採決いたします。本修正
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田委員長 起立総員。よって石橋
政嗣君外二十八名提出の修正案は可決
されました。

次に、ただいまの修正部分を除く原
案について採決いたします。これに賛
成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田委員長 起立総員。よって修正
部分を除く原案は可決されました。

これにて行政管理庁設置法の一部を
改正する法律案は修正議決いたしまし
た。

なお本案に関する委員会報告書の作
成につきましては、委員長に御一任願
いたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めま
す。よってそのように決定いたしました。

午後一時三十分より再開することと
し、暫時休憩いたします。

午前十一時三十六分休憩

午後三時十二分開議

○福田委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

農地被買収者問題調査会設置法案を
議題とし、前会に引き続き質疑を許し
ます。中村時雄君。

○中村(時)委員 農林大臣もお忙しい
ようです。大体どのくらいな時間
の間農林大臣は御出席できるか。それ
によつて質疑の内容も考えなくてはな
らぬと思うのですが、そのことをまず
冒頭にお聞かせ願ひたい。

○福田國務大臣 大体三十分ぐらいの
間でお願ひできればありがたいと思
ひます。

○中村(時)委員 この前私の方の忙
しい点もあったのですが、大蔵大臣に
いたしても三十分、農林大臣にいたし
ても三十分というけれども、そう
簡単にこの問題を三十分で云々とい
うわけにはなかなかいかないので、
できる限り時間を詰めて私の方も進め
ていきたい、このように思つておりま
す。その前に、農林大臣には農林行政
の観点から今度の調査会法の観点もお
尋ねをしてみたい、こう思つてゐるわ
けです。

農林行政は、御存じのようにまず土
地と労働と資本と、この三つが一つに
なつて農林の一つの経営というもの
が、成り立ってゐる。そのうちで最も
大きな問題がこの土地状況として現わ
れてきておるわけなのです。金融の問
題であります。金融の問題にいたしま
しても、現在農林大臣が鋭意努力を

していらつしやるであらうと思ひますけれども、問題点はたくさんあるわけですが。たとえば農業共済の支払準備積立金の利用の問題、あるいは自作農創設資金の災害資金の調整の問題、あるいは災害資金と生活資金の問題、一般にいわれる交通整理というものです。

あるいは農林漁業金融公庫における農中等の系統資金の貸付対象事業の区分と調整、そのような問題もあります。そういうようなことを考えました場合、金融の面としては、今後においては系統金融の問題と、少なくともそういう面から考えられますところの整備といえますが、そういうような問題が中心になつて金融の一つの柱を立てていかななくてはならない。同時に農地の方におきまして、現在農地の拡大をどのような程度にしていくなか。たとえば傾斜十五度にして、日照度、そういうものを加えたところの開拓、干拓の問題等々が出てくるわけでありまして、またもう一つ労働問題にいたしまして、これも御存じのように、現在実際の投資の問題を含めて大幅に増加されているならば、次男、三男対策の労働吸収という問題がますます出てくる、事実の上においてはほとんどそれが皆無のような状態になつてゐる。そこに農林行政として最もむずかしい問題がある。

そこで私はこの調査会法を取り上げる前に、農林行政の中においてこの問題を取り上げる前提としては、少なくともただ単に旧地主の問題を取り上げるのではなくして、地主の中にも耕作をしていらつしやる方がたくさんおる。その人たちが現在の農業経営の中において苦しい立場を持っていられつしやる

ことも事実だから、そういう人々を通じて生産立地の問題を前向きにするということが前提にならなくてはならぬ。このように考へておるわけなので、そういう立場に立つていろいろ農林大臣と時間のある限りお話をしてみたい。このように思つてゐるわけなのです。

おそろく農林大臣はもう久保田委員やそのほかの各専門の委員の方々が話したので、大体経過はおわかりだと思ひますが、要約いたしてみますと大体こういうことになるわけなのです。昭和二十九年末に統一されましたところの全国解放農地国家補償連合会が、三十一年の初めから分裂の動きを見え始め、そしてそれは地主運動の弱まることを意味したものでなくして、下條会長が御承知のように四十一万票とられた。

〔委員長退席、高橋（順）委員長代理着席〕

そしてこのような高位で参議院議員に当選した。またそれと時を同じくいたしまして、旧軍人の恩給のベース・アップがだんだんと進められていく。しかも三十二年には在外財産補償運動が激しくなつてきた。こういうような状態になつておる。その状態のときに、大体香川県等の集団土地取り上げの運動が明瞭になり、しかもそれが大規模化してきて、そして昭和三十三年の三月には引揚者給付金等支給法案が閣議決定して、五月には成立しておる。これと時を同じくいたしまして地主運動も、このような団体が力を持っていくならば自分たちの要望も通るのではないかと、そういうような考え方から、このころから地主運動というものがはつきりと圧力団体として、国会

の工作に強力に動き出してくるという状態になつてきた。そして運動が集中し始めてから、そのような運動の波に乗つて、自民党の政調会内には農地対策委員会が三十二年の二月にでき上がつておりました。後にこれは農地問題特別調査会として九月に発足する、こういうような経過が出てきておる。

この動きは、今まで三つあった地主団体の合同促進をいたしまして、三つのものが一つになった。統一後の地主団体というものは、当面の目標を内閣に調査会を設置することに切りかわつてきた。それまではどうかといふと、土地に対する補償金の問題であるとか、小作料の取り上げの問題であるとか、たくさんございまして、そういう状態が進められておつたが、それではいけぬからという立場から、まずとりあえず自民党の党内にこういう調査会を作つていかうというふうな観点からだんだん進められてきておつた。その間におきまして、御存じのように農林委員会においても、各農林大臣はこういう事柄はいけないのだという言明をしながら、進められておつた。こういうふうな状態の中におつた。だんだん土地問題が大きくなつてきた。そこでその事前において、このように発足されていったところの今の地主団体の最初の要求がだんだん変わつていったという経過、そのことを一、二お話ししてみたい。

これは御存じのように一番最初、終戦直後には西日本の中小地主の要求を基礎としたところの大分県の農地協議会ができておりました。続きまして、今度は東北地方において農地改革

違憲訴訟ということが出ております。そういうような状態の中で講和条約が発効になつてきた。講和条約が発効になると同時に、二十七年ごろからは全国的に大きな問題が出てきた。というのは、実際のところ北海道の失地回復期成同盟会、富山県における農地解放者連合会、滋賀県における農地連盟、香川県、農地再建協同組合、大分県の農村振興連盟、佐賀県の解放農地国家補償期成同盟会等々、数限りなくその問題を取り上げてきておる。そういうような状態の中から私たちが静かに見ていますと、これらの団体の中には二つの問題があつた。その一つは何かといひますと、補償の問題をめぐつた問題、すなわち解放農地の対価が買取當時の一般物価に比べて非常に低廉である。そういうふうな建前から正当な補償であつたとは私たちが認められない。すなわち収穫物の時価を基礎とする不可侵の農地売買慣習価格を無視した対価算定は不合理であるから、何とかしてこれを返してくれ、こういう意見になつてくる。これは補償の問題です。もう一つの考え方はどういふことかといふと、農地法の貸借の解除、解約の制限、そういう問題に關してこれは不合理である、だから当然小作地というものを取り上げるべきだといふ二つの考え方があつたのですが、各種団体が三つに分かれていった基本となつて現われてきておる。

このように中において、二十八年、まず第一に問題になつてきたのは、最高裁判所におけるところの判決の問題、これは御存じの通りにその価格評価というものが正しいという見方をしていたわけですが、この内容の原

文は御承知だと思ひますから私はここで申し上げません。それに伴つてまず第一点としては、農林大臣は、私はおそろく正しい判決であるとおしやられると思ひますが、これは非常に大事な基本になる問題ですから、一度これは確認していただきたい、こう思ひわけです。

○福田国務大臣 昭和二十八年の判決は、私もこれは正しい判決であり、これを尊重すべきものである、当然そう考へております。

○中村（時）委員 そうするとそれを契機にいたしまして、しばらくたつてから、御存じのように片一方は補償の要求、片一方は小作地の取り上げ、この小作地の取り上げの方は、集団的小作地引き上げの実態というものが農林省から発表されておりましたが、そういういろいろなことがあつて、その結果私も香川県の現地に行つて調停まで入つたわけですが、そのときに農林委員会といたしまして、六月三日に決議いたしました。その決議の内容は御存じでいらつしやいますか。

○福田国務大臣 私どもも今承知しております。

○中村（時）委員 このことはよく覚えておいていただきたいと思ひます。それはこういうことを言つておるのです。「戦前の土地所有権の復活を内容とした農地法改正を企図する運動が抬頭し、各地に小作地取り上げが頻発していることは遺憾である。」として、「農地買収が適法であつた趣旨に鑑み、政府が農地改革以前の地主制の復活を阻み、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を目的とする現行農地法を厳正に施行するとともに、創設された自

作農の維持育成について万全の措置を講ずべきことを期待する。このように旨の決議をやったわけであり、このことは何を意味するかというところは、とお尋ねしたい。

そういうような実情の中において、農林委員会並びに農林大臣の所管機構は、一応この問題は無理ではないかという考え方が大抵基本となつて現われておつた。そのときに時たま、私がこの前委員会で読み上げましたが、佐藤賢なる方が、農林委員会がなぜ反対するのか、それは農林省の中の一部の赤の手先になつた連中から金を一千万円もらつてゐるのだという趣旨のパンフレットを出し、あるいは各地区において演説を行つた。それに對するところの参考人としての取り上げ方を御依頼してゐる。その結果は、出でておりません。いざ理事會において賢明な一つの方向が打ち出されると思つてゐる。そういうような状態の中において、いよいよ地主攻勢が激しくなつてきた。その当時の新聞社説というものは御承知の通りほとんど反對にたしてあります。しかしそのときの新聞を一つごらんになつてもわかるように、こゝろが書いてある。「今秋こそはの意気、メドをつけぬと組織にヒビ？」という大見出しで、これはほとんどの新聞に出てゐるのであります。農業新聞にも出ましたし、読売新聞にも出ましたし、朝日新聞にも出ましたし、産経にも、いろいろなところに出ましたが、こゝから自民党と今言つた地主団体との一つのきずなが生まれてきてゐるわけです。それには「自民党ぐらつく、川島幹事長も熱入れる」、その中の一に、自民党内にか

なりの同調者をわれわれとしては獲得できた。すなわち、去年下條派の国家補償連合会から分立して、今會員二十五万と誇稱する日本農地犠牲者連盟では、会長代行委員に新潟県選出の参議院議員小柳氏、兵庫選出衆議院議員原健三郎氏、群馬選出の参議院議員木暮武太夫氏を据え、ほかに顧問として綱島正興氏ら百余名の衆参議員を委嘱することに成功した。一方また別の下條康麿氏の全国解放農地国家補償連合会、これは會員が六万と誇稱してゐる。大村清一氏、山本勝市氏ら衆参四十名の議員を顧問に据え、顧問會を開いてどう要求を実現するかを協議してゐる状態である。これらは手党議員が一、二年前の口先だけの同調から親身に考へる方向に変わつてきてゐることを物語るのである。

同時に、そういうような状態の中から特別委員會というものが党内で設けられてきてゐる。すなわち、岸内閣に於ける理解者が現在で上がつてきた。今日岸總理自身は今も國家補償の必要はないと先國會で言明してゐるが、地主団体の存在を要求にはかなひ心痛いたしてゐる。事実このことはこの前の國會のときに私は発表をしてゐたはずだ。そういうような状態の中からはまた川島幹事長は、自民党政調會内に農地政策小委員會ができたあと、地主団体の理事會の席上で、近く特別委員會を必ず設けて皆さんの御希望に沿うようにいたします、こゝろのことを言明してゐる。地主団体はこの言質の実践を連日要求して、近く設置されると確信するに至つた。このほか、当時の村上國會対策委員長、松永文相、鹿野經企庁政務次官、田中官房

副長官らは、いずれも連盟顧問としてつながつてゐる。従つて明年度に補償金の予算化は無理としても、特に政府内部には調査機關が作られ、補償が一応これによつてめどがつくようになつてきた。こゝろにやうに発表してゐる。

その次にはどうしてこゝろにやうな結果になつたか、すなわちこゝろに一つの大きな問題があるわけだ。それはどうしてこれらの幹部になつた方々がこのやうな運動に積極的になつたかといふことは、選挙にからんでこれだけの人員がある。これもやむを得ないと思つておられますが、それらを何とか包摂したいといふ一点と、もう一点の問題があつたと思ふ。それはどういふことかといふことです。今までの三団体が今言つた小作地を取り上げるとかあるいは國家補償をさすとかいろいろな問題がありましたが、まずさしずめ國家補償といふ問題に焦點を置くならば統一された見解がでる上がらうといふ立場から、今度小作地の取り上げを放棄したしまして、次にきたものがこの當時から、すなわち九月十六日ごろから今度國家補償に切りかえていつたわけだ。その國家補償にどうして切りかえたか、これには組織とかいろいろな問題があると思ふ。それはどういふことかといふと、全國の地主三百萬から年二百五十円、これは金額はいろいろあります。私たちのところは百円ずつ集めておられます。大きいところは二百五十円集めておられます。そうすると會費が七億円以上になつてくる。その問題をめぐつて何に使われたかは知りません。私は七億は集まつてお

とは思ひません。話半分としても一億近くは集まつたと思ふ。そういうやうな観点がこゝろにやうな状況に現われてきてゐる。幹部は職業ボスと化して生活にあへてゐる地主と運動資金を食ひのみにしてゐる。あるいはまた、補償連合会長の下條氏の独断で、運動資金の中から當時の岸幹事長に二千万円渡し、自分の選挙費用として三千万円使用した。それが同時に下條さんに対する告げなつた。そしてその連合会が分裂を遂げた。こゝろにやうな結果が生れてきてゐる。その後そのやうな結果がだんだん發展をいたしまして、大體調査会がでる上がるといふ見通しがついたと同時に、今度の方法が變つてきた。ただ単にこれと言つておつたことをやめにしてしまふやうなことが、それであるならば見舞金と同じ程度のものはやめて、今度のははつきりした線を打ち出さうやないかといふ考へ方に変つてきた。そういうやうな考へ方に変つてゐると同時に、保守党に對しまして強力な一つの手の打ち方をやつてゐた。それがどういふふうにと、御存じのやうに今までの調査会といふものが特別委員會となり、そして今度は自民党の中においてははつきりとした性格を打ち出すやうな状態になつてきた。そこで今度、新しくでる上がりました農地問題特別委員會、これは田子一民さんが会長になつて、これが音頭をとつて三団体の要求をある程度聞いてゐる。そこで三団体に統一しやうやないかと、自民党の中で話し合ひをされた。私ももしよつちやう党内の皆さんから耳にしました。そういう状態でも田子さんがそれを引き受ける

ことになつて、名前は補償でも救済でもないから、そのかわり内容といふものをはつきりさせていこうやないかといふことが、大抵そのときから問題の中心になつて、ついに三団体が統一される、こゝろにやうな状態になつてきたわけだ。そこでこれらの三団体が統一されて今日に至つてゐるわけですが、そういうやうな経過を振り返つてみたときに、これらの三団体が一つになつて連合会を作る。そして今度初めて皆様の民情部の中に事務所を一ついたして、そこには常任もちゃんといらつしやる。そのやうな状態が、これは質疑応答の中でははつきりしてゐたわけなんです。そして長官も事実そういうものはあるといふことを認められた。そして長官自身も、これらの団体の選挙の際には推薦候補になりました。これは名譽ある推薦候補なのか、あるいはまた――とかく喜んでゐられた、こゝろおつしやつてゐる。ところがその団体の中に、福田現農林大臣の名前も、ちゃんと推薦人の一人として現れてゐる。そこでまずお尋ねしたいのは、福田農林大臣は、これらの団体に對して、そういう御推薦を受諾されたかどうか、これをまず第一点にお伺ひしたい。

○福田農林大臣 私も、私自身が推薦して下さいと言つてお願いしましたかどうか、覚えておりません。まだそのプリントを見ておりませんのです。

○中村(時)委員 個人的問題ですが、それから今言つた経過ですね。この経過だけはもう御存じだらうと思ひますけれども、一応そういう経過であつた

こうだときめつけるわけにもいきまいと私は考えるわけでございます。しかしいすれにいたしましてもこの制度は合理的に行なわれまして、しかもこれが最高裁によって支持されているという事でございまして、今日これが正しくなかつたのだという事は私は言えないと思ふ。正しい措置であつた、これは法律的にはそういうふうに言わざるを得ない、かように考えております。

○中村(時)委員 私はこういうふうな考え方があつたと思ふのです。あの当時農地改革というものは、小作人の地位の向上と、耕作権に対するところの問題を物納を金納にしていった。同時に食糧難のときであるので、自作農創設をすればそれに伴うところの困難性がある程度緩和ができるのではないかと、この三つが中心だつたと思ふのです。

もしかりにこれが行き過ぎであると仮定して、あの当時以来の地主制度をそのまま踏襲しているならば、おそらく小作人の地位の向上というものは考え得なかつたし、あるいは生産立地の向上という事も考え得なかつたし、當時におけるところの困難な食糧政策の状況を緩和しあるいは発展させるという状況は、私は生まれてこなかつたと思ふのです。そういう立場から考えましたら、大臣は政治家ですから、どちらにでも考えられるような御答弁であつたけれども、これは非常に重要なことなので、明確にしておかなければならぬと思ふのです。そういうファクターを考へていた場合に、どちらに重点があつたかといへば、占領政策の行き過ぎよりも、そういう意味において安定させていった方の価値がより重

大であつた、私はこのように判断しているわけですが。大臣はどちらかわからないように、両方のお考え方を示していらつしやいます。そういう点は非常に重要な基本になりますから、はっきりとした明確な御答弁を願つておきたいと思ふのです。

○福田国務大臣 ただいま申し上げましたように、これは占領軍の指示で行なわれております。そういう面からいいますと、これは占領政策の一環だといふことも言えますが、これは他面におきまして、あなたが今おっしゃるやうに、いろいろな思想というか、方針をこの改革において打ち出してある、こういう面もあるわけでありまして、両々相待つてこの政策が行なわれた、こう理解する方がむしろ率直な行き方ではないか、かように考えるわけでありま

す。

○中村(時)委員 それはよくわかるのです。わかるけれども、地主の方から考えました場合には、いい悪いは別ですが、非常に高い小作料を取つてゐる。こういうような小作料というものは全世界でおそらくないわけですが、そのことが小作権の確立であるとか、そういうような問題で小作争議を常に起こしておつた。そういうふうな実態からいいますと、地主の方としては、自分の持つてゐる土地を云々されたというふうな考え方は全然出て参りません。そういう意味で占領政策としてはプラスであつたのではないかと、こういうことを私は言つてゐるのです。だからそういう点においては正しい認識を持つ方がいいのではないかと、私はこう思つておるわけですが。

○福田国務大臣 ただいま申し上げましたやうな面を持つておられますが、今日これを顧みてみますと、戦後の施策として、これは国家安定のために相当大きな貢献をした制度である、かように考えておる次第であります。

○中村(時)委員 そうしますと、この解放農地の要求をみますと、どういふふうな形であつて、今彼らの考へてゐることは一律に補償を考へてゐるわけですが。将来どうなるか、政府の方でどういふふうにするか知りませんが、けれども、今の現実を言つてゐるわけですが、そういういたしました場合に、旧地主の利益になることの方が、私はより多くなつてくるだらうと思ふ。そうすると現実と困つてゐる中小地主の救済にはあまりならないと思ふ。

〔高橋(順)委員長代理退席、委員長着席〕

そこで中小地主が補償よりも小作地の回収など農地法改正をねらい、そのために旧地主が対立したことはつきりわかつてゐると思ふのです。といつて土地の取り上げをやたらに認めることは、わが農業の前途を再び暗い昔に返すことになり、段階的に考へてみるとどういふふうな考へられてくる。そうすると私が今言つたやうに、農地改革が正しいならいふもののが排除することができるのであつて、また農林大臣がおっしゃるやうに、どつちでも考えられるということでも片一方の方に足を乗せていくと、また今言つた土地の取り上げとかいふいろいろな問題を將來においては必然的に出てくる。あるいは調査会を作れば、そのことが補償につながるのじゃないかといふ憂いも

生まれてくると思ふのです。そういう意味において、この点は厳格に、農地改革の成果、今言つた小作料の物納を金納にしてゐた事柄、あるいは小作人の地位の向上、率直にそういうやうな事柄の方が重点があるのであらうといふ考へ方に立脚される方が私はいいのじゃないか、こう思つてゐるわけでありまして、この点は基本になる問題でありますから、明確にお答えを願つておきたい。

○福田国務大臣 それではありますから、そういう制度の改革から出てきておる現行の農地法、自作農主義を基本とするところの現行の農地法を、たとへば法人化といふやうなことで、小修正、手直しをすることはあります。しかしその根幹の精神といふものにつきましては、これを變更するといふ考へ方は持つておりません。そういう意味で私どもがこの改革を見ておるというふうに御理解を願ひたいと思ひます。

○中村(時)委員 話の食い違ひで御理解しにくかつたかと思ひますが、私の言つてゐるのはこういうことなんです。要するに農地というものを中心にして考へた場合の問題の取り上げ方を言つてゐるのです。農林大臣は、その中にプラス・アルファをつけるというところは、今の地主の生活だとかそういうやうな現象面を取り上げておるわけですが、しかし私の先ほどの質問の中心になつてゐるのは、農地を中心にして、その上に立脚された農業政策としてのあり方を考へた場合に、これが正しいのじゃないか、こういう行き方をしておるわけですが。ほかの問題は別個の問題というふうに私は理解しておつたわけですが、その点が私の質問の要

点だといふことが明確でなかつたからかも知れませんが、そういう考へ方からもう一度、これは基本的な問題ですから、はっきりしておきたい。

○福田国務大臣 農地を基本にしてのお考へ方といふ事は、今、政府の一貫して農地に対する考へ方は、農地法に具現されておるわけでありまして、その農地法につきましては寸分もこれを動かすといふことはいたしませんといふことをはっきり申し上げておるわけでありまして、そういう意味において、当時の改革というものは見ておる、こういうふうに御理解を願ひたいと申し上げておるわけでありまして。

○中村(時)委員 そうすると、結論だけ言いますと、これが実際には占領政策の行き過ぎであるとか、あるいは政治犠牲者であるとか、極端な表現の一つの仕方とは異なつた考へ方である、こういう結論になるわけですね。

○福田国務大臣 占領政策の犠牲だとかなんだとか、そういう抽象的な觀念論といふか、そういうことは私は申し上げたくないのです。これはたとへばGHQの指示によつて行なわれてゐる、そういう面から見れば、これは明らかに言葉では占領政策と言へるわけですが。しかし一面においては、今日政府が金科玉条といふか、非常に大きな農政の柱として農地法の精神がこの改革の中に流れておつたのですから、そういう面からいへば、これは明らかに占領政策とかけ離れた問題であるとも言えるわけですが。ですから抽象的にこれは占領政策の遺物かといふやうな御質問を受けますと、これはどうも両面の性格があるといふふうにお答えせざるを得ないのでございます。だ

から私がつきり申し上げておりますのは、今日この改革から流れ出た農地法の精神というものは政府の基本方針であり、これを作り上げた基盤というものは農地改革、農地解放、これと連なっております。その農地解放は今日のこの農地法の精神の基盤をなしております、こういふふうに申し上げておるわけであり、それで御理解がいただければいいですか。

○中村(時)委員 非常に回りくどいもの考え方なんです、要するに農地改革をやったということで農地法というものができておる、農地法というものはわれわれは厳として守っていくのだということになれば、占領政策という問題ではない。占領政策の行き過ぎであるとかそういう犠牲であるということとは、この農地法に限ってはそういうことではない、こういふふうに私は理解してもよろしいかと尋ねておるのです。だからその通りだということになれば話は簡単なんです。

○福田(時)委員 いや、私が今三回申し上げたように私は理解しておるのでございませう。これを当時の観点に立つて、これは占領政策の行き過ぎからきているのかどうか、あるいは占領政策の一端として行なわれたのかというふうに端的に言われますと、これは明らかに占領軍の指示によって行なわれておることです。それから、そういう一面もあるし、同時に当時の社会情勢としてそういうことを必要とした。また今後の日本の農政の方向としてあるということも必要としたという一面もある。しかし再三申し上げたように、今日そこから出てきた農地法というものが政府の基本方針になっているのであ

る。その基本方針を生み出したのはこの改革であるというふうに理解しておる。これで大体おわかりではあるまいか、かように申し上げておるのであります。

○中村(時)委員 何か奥歯にものがかさまったようなものの言い方をされる。だから大臣の御答弁を聞いておると、大臣は頭がいいからそういう言い方をされるが、私は頭が悪いから端的に言っているのです。あなたのおっしゃるのとは、農地改革というものは正しくして、その結果生まれてきた農地法を守っていくのである。このことだけは厳としてくささないとおっしゃる。ところが片一方では、そういうことによつてくる原因として、占領政策の行き過ぎからこういふことを生じたとおっしゃるから、そのことは悪いのだという感じになる。そこで私は悪いといふのはおかしいじゃないかと反論しているのです。私はそれが正しかったのじゃないかと言っている。事実そのときは福田さんが農林大臣であつた。その中でこの問題を取り上げたときに、国内でも議論があつたのです。たとえば小作料が非常に高率である。それから小作人の地位が非常に低位にあるというところから、この農地改革は占領軍が云々されたものだけれども、実際にはこういう事柄をこの際に変革しなくちゃならぬのじゃないかという意見も、事実国民の大多数の中には生まれておつたわけなんです。そういうことも関連しまして、私は農地改革は正しいということを考えているわけなんです。正しければこそ、今言つたように占領政策の行き過ぎであつたという規定づけは、間違っているのじゃないかという考え方を持っている。頭が悪いから私はそう解釈している。

(ノーノーと呼ぶ者あり) あなたの考へていらつしやる事柄を聞いておると——ここに反対される方もいらつしやる。ノーという声の方もいらつしやる。だが、党内の方の長となられる方だから、その中を取り持つて非常に苦しい答弁をしていらつしやるけれども、あなたの方の考え方、底流は、今言つた占領政策の行き過ぎというよりも、農地改革は正しいという認識をしていらつしやるのじゃないか。私は善意に解釈しているわけなんです。そのところがどうもあなたの明確な答弁が——あなた自身にはわかつておるけれども、私にはわからない点が出てくる。だからその点をどうぞ頭の悪い私に納得のいくように説明してほしいのです。

○福田(時)委員 どうも中村さんは占領政策といふ一がいに悪いものであつて、そういうふうな観点から、これは占領政策だからひっくり返さなければいかぬというふうな結論になるといふお考えから、お話をされておるのではあるまいかと思つておる。私は必ずしも占領政策全部が悪いとは思つておりません。占領政策の中にもいいものが多々あるわけでありませう。ですから観念的に、これは占領政策の行き過ぎだ、あるいはそういうものだから、意味がないのではないかと思つておる。いいことはいいし、悪いことは悪いのです。そういうふうに理解をしたかと思ひます。

○中村(時)委員 私は決して悪いと言っているのじゃないのです。この方が占領政策として正しかったのじゃないかという言つておるのです。私はそういうふうな言つておるつもりなんです。あなたが聞く方で頭がいいから回転したのかも知れませんが、占領政策のほかに別として、このことだけは、農地改革に伴う問題だけは、今言つたように正しかったのじゃないかという観点なんです。ところが農林大臣は、私の質問に対して、それが悪かつたのじゃないかというふうな誤解を持つていらつしやる。これは大きな間違いなんです。反対なんです、私の言つておるのとは、その点はずきりもう一回認識し直して結論を出していただきたいと思つておる。

○福田(時)委員 占領政策云々という言葉を抜きにしまして、これは正しかったかどうかというこの御質問でありますれば、これは正しかった措置である、かように考えております。

○中村(時)委員 時間がないので、私もできる限りあなたの御趣旨に沿いたいと思つてやつておるのですけれども、それだけあればもう事は一分で済んでおつたわけなんです。それで正しかったという結論が一つ出たこと。次に二、三とありますが、これは今言つたように、農地改革に対してはみんな反対でないという結論が出ましたから、それは別にしまして、その次の第六にこう書いてある。「農地改革は農村平和を素す根拠となつた」その一つの註釈として、「農地改革は、解放者に

は再起不能の大出血を強制し、その反面には買受者には予期しない財産的利便を与え、反民主的な政策上の失敗を招き、それが農村の平和を素す大きな原因となつてゐるのは明らかであるから、政府は一日も早くこのよるな禍根を取り除いて、平和な農村を再建するため、農地問題の早急な解決が必要である。こうなつておる。このことは何を意味するかといへば、確かにその一部分は私たちが肯定するのである。たとへば農地の問題にしましては、非常に急務に迫つてゐる。しかしそのことをもつて旧地主に対する云々とは別問題であります。そのことは明確にしておかなければならぬ。ただし今の地主さんのおつしやつていらつしやるように、非常に困つていらつしやる人がいないとは私は断言いたしません。だから、そのことも勘案しながらこの問題を考えるけれども、しかし旧地主だけを対象にしてその問題を取り上げるということになれば、おそらくこれはほかの方々も質問されたと思うけれども、封鎖預金の目にあつた者、あるいは戦災者、あるいは旧学徒の動員の問題、あるいは徴用工の問題とか、いろいろな問題が、一つの組織を持った場合には何らかの方式をとらなければならぬという状態が生まれてくるであらう。そういうことをやつておつたのでは、自民党の方がどんなにがんばつてみても、それだけのことはできないと私は思ふし、それはしんぼう願する点はしんぼう願わなくちゃならないし、そういう点はやはり政治家としてはきつた態度が必要だ、こう思つておられます。そういうような立場からいっても、今言いますように、どうい

すか、ただ土地が高騰したからといつて、その問題だけを取り上げることは私はどうかと思ふ。そういう立場から、一、二お尋ねしたいのは、農地改革を否定するものではないが、きつめて矛盾する、こういうことは旧地主制度が復活するものではないかと言つたら、それは復活しないのだ、それとはつきりしてきてゐるから、次の問題として、第六の項目だけでも、私はどういふんですか、そういうふうな裏づけを――ただ単に、大出血を強制し、その反面には買受者には予期しない財産的利便を与えておる、そのことがこのままに放置されていくならば、私はそういう解釈をそのまゝうのみにしていいければ、いろいろな問題が起つてくると思ふのです。私は、この問題の中において、今言つた農地をそういうふうにとられていった、それを買い受けたところの、以前の小作人の人たちが、非常に土地が高騰したから、それでその人たちがもうけておるのだけしからぬという解釈の仕方によつて、この調査会がそういう目的の調査をしようというならば、これは問題があると思ふのですが、この点に關して農林大臣はどうお考えになりますか。

○福田国務大臣　ただいま提案いたしておられます調査会は、農地の買収によつて起こるところの社会的諸問題を調査してみよう。私も農地解放による犠牲者と申しますか、被買受者ですね。この方々が非常に困つておるといふ話を伺うわけでありまして、それに對しましてどんなに困つておるか、政府は知つておるかと言われても、これに答えるところの資料、材料というものを

を持ち合わせたいと思つておられます。さうなことで今回総合的に調査してみたい、かように考へておるわけでございます。その一環といたしまして、農地を売つた、その買受者が持つておる土地が他に転売されてゐるというところ、これに關連して調査事項というやうな問題があるいは出てくるかも知れませんが、これはその措置につきましてもは必然的に一連の問題ではないか、かように考へておられます。

○中村(時)委員　今申しましたその調査の内容とか対象とか調査項目とか、あるいは抜き取り調査にするのか実態調査にするのか、あるいは演繹法にするのか、どつちにするのかといふいろいろな問題は、私は今後における長官の残された責任になるから、長官にたゞして頂きたいと思つておられます。それは技術的な問題になるから、ただあなたは知らないと言ひながらも、事實は農林省においても部分的であるけれども、抜き取り調査をやつておる。あるいはまた自由民主党の中においてもやつていらつしやる。そういうある程度のデータはあるわけでありまして、それらを基礎づけて云々されるのではなくて、大きな形で云々しようとするには、これは調査の内容に入つていきますから、そこでこれは長官に移行するとして、農林大臣はその問題は一応お預けにしましょう。

それか正しいかどうかの認識が生まれてくると思ふ。ところが口では言つてゐる高裁の問題が一応判決になつて、司法上、行政上、立法上の立場からいつても正しいのだ、こういつてゐるのですから、腹の中ではこれはちよつと無理じゃないかといふ考へ方を持つていられないかと私は思ふ。そのことがいろいろな面においていろいろな角度から、問題の調査会であるとか、あるいはあつて出てくることこの目的税の設立のような問題であるとかといふやうな問題に発展して行くのだらうと思ふのです。

○福田国務大臣　私も行政府として最高裁の判決がありました以上、この判決を尊重するという立場をとらざるを得ないのでございまして。もし農地補償といふことを団体が言われるといふやうなことがありますが、それは政府においては支持できない、こういうことに相なります。

○中村(時)委員　そうするとこれはいともつきりとしてゐるわけなんです。その次に第七項には補償財源、これが大へんな問題で、農林大臣もお聞きになつたと思ふのですが、財源のあり方ですね。一般予算から出すのではなくて、財源といふものはどうあるじやないかといふことを考へてゐる。

○中村(時)委員　それからその次にくるものは、これはあつて出てくる問題なんです。自由民主党の今の特別委員会の中でいろいろな答申書を出している、三つの原案があるのですが、それがこの基礎になつてゐるわけなのです。そこで第三には「土地の強制収用価格は実際の買収をした時価とするのが正当である」今の価格が出てくるわけなんです。そのときにどういふことを言つてゐる。「土地の強制買収価格は、実際に買収した時の時価とするのが、法律上も行政上も定説になつてゐるのに拘わらず、これは学者の中にもいろいろあります。これが正しいといふ方もあるし、あるいは今の農地改革が正しくないといふ方もあります。そういうやうな観点からきてゐるのだらうと思ふのですが、「行政上も定説になつてゐるのに拘わらず、政府は、実際の買収時期より一年以上もさか遡つた昭和二十年十一月二十三日現在の価格を一方的に押しつけたのは余りにも不当な措置であるから、事実上の買収時期であるところの昭和二十二年乃至二十五年当時の時価を買収価格とするのが至当である。」こういふふうに言つておるわけなんです。これはインフレの問題がその中に入つてくると思ふのですが、そういう問題があるわけなんです。そこでこの価格の問題が高裁の判決といふ問題にからんでおる。

○中村(時)委員　そうするとこれはいともつきりとしてゐるわけなんです。その次に第七項には補償財源、これが大へんな問題で、農林大臣もお聞きになつたと思ふのですが、財源のあり方ですね。一般予算から出すのではなくて、財源といふものはどうあるじやないかといふことを考へてゐる。

その考え方の基本が、次にくるところの自民党の転用、転売税というよりな問題にまで発展してきているわけですが、「補償財源は一般租税負担によらず、売渡未済解放地の処分等の方法によつて十分に捻出することが出来る。」というところになつてゐるのです。このことについて一応基本となるものは、同じようなことが農地問題に關する答申書として、自由民主党農地問題調査会から三十三年十二月十一日に出されている。これは全部読み上げましたら大へんですから、これは一応読まれたと仮定して——というよりも大体御存じなものでないでしょうか。——農林大臣は御存じのようにならずにいらつしやるから。そのうちの第二項にこういふことが書いてある。この問題を受けてこれと完全に一致してゐる。それはそれでいいのです。悪い点は悪い、いい点はいい、明確なものも明確にしていただけたらけっこうだと思ふのですが、「農地の転用、転売により耕地の失われつつある現状にかんがみ、農地の造成及び解放農地問題解決のため、財政上の支出を要する事あるを考へ、これが一般会計よりの過大の支出を防ぐ為、農地の転用、転売に對して相當の課税をすること。」——こういふことが答申書に出されておる。もちろんあなたのようなシャープなりっぱな方がいらつしやるから、これが全面的にそのまま受け入れられるものであらうとは思つておりません。思つておりませんが、やはり今言つたように旧地主の方々とこの特別調査会とは完全な関連を持つていらつしやる。いやしくも政党政治である以上は、党の中にあるところの一つの発言権と

いうものは、政府機関においてもかなり強い大きな問題になつて現われてゐる。今度の予算の編成のときにはつきりとおわかりになつてゐると思ふのです。そういうようなことを考へた場合に、それをそのままにしがらにしておくわけには参らないと私は思ふのです。そこで私はかりに百歩譲つて、先ほど言つたようなことをどうしてもやらなければならぬ、大蔵大臣もともかくはつきり返答ができない。ただこの目的税みたいなものはやれませんかと言つてゐるけれども、何らかの措置はといふことが、この間の答弁の中に裏面にちよろちよろと出てゐるわけですから。そういうことを考へた場合に、もし百歩譲つて、こういふような転売などに今言つた目的税のようなものを取つたと仮定いたしましたも、私はここで一言農林大臣にお願いをし、考へてもらいたいことがある。それはそのような問題があつた場合に、先ほど言つたように旧地主を対象にすることよりも、在村地主で困つてゐるいろいろな方がたくさんいらつしやる。その人々を前向きにするためには、土地改良費とか、そういうような農業の生産立地を向上する方向にまず第一義的に考へてもらいたい、こういうふうに思つてゐるわけですが、これに對してはどういうお考えを持つていらつしやるか。

○福田国務大臣 それは私も同感です。小委員会では特定の財源として農地対策の財源に充てるべしというような結論を出してゐるのでございすが、私はもし財政支出を要するといふならば、何もそんなけちくさい特定の財源を物色する必要はない。堂々と國家の一般財源を充當してしかるべきものである、かように私個人としては考へております。しかし他面におきまして今土地問題というものは相當の大問題でございまして、全國にわたつて、被買収の農地ばかりではありませぬ。たとえば國家の投資によつて、その付近の土地が値上がりをするといふようなケースがすいぶんあるわけでありませぬ。一般論をいたしまして、私はさういふ土地の転売による利益を國家に奉納すべきものであるといふ考へは、今後検討すべき問題であるといふふうに考へておりますが、しかしただいまのような被買収の農地だけを對象にして、そういう特定の財源を求めるといふふうな考へ方には、私個人としては賛成をいたしかねます。

○中村(時)委員 その点に關しましては私はまことに正しい見解であらうと思ふのです。ただ今言つた旧地主だけを對象にして被買収農地だけにその問題をとり上げようという考へ方はない。私の考へでは、そのことを考へてゐるのはおそらく党内における一部の方だと思つてゐるのです。そういう点ではあなたの健全な考へ方の打ち出しがあつたわけなんです。そこで一つ考へてもらいたいのは、今言つた旧地主の方々がいろいろな項目をあげていろいろな折衝をされていらつしやる。もちろん旧地主の方々の一部分には、私たちもほんとうに気の毒だなどという感じを持つてゐる方々もいらつしやる。そのことはそのことで、軍人恩給の問題でもさうでありませぬが、たとえば社会保障制度の中に入つて、そういうものを一つにした、將來における社会保障制度のあり方として考へていくべき筋合いのものであらう、私はこのように考へております。同時にまた旧地主だけを對象にするのではなくして、先ほどおっしゃつたように全體の一つのワケとして調査なら調査を進めていかれるような機構を將來自民黨の——しかも大政黨でありませぬ。そのような状態の中に立脚していかれるのがほんとうの姿じゃないか、こゝろ私は思つてゐるわけなんです。そういう考へ方をもつて参りますと、あなたの方の民権部の中にある、今言つた旧地主連盟の方々に對しては、さういふ考へ方は今後一切取りやめにしていただきたい。やられるならば、勝手にやられるのはけっこうです。たださういふものが結びついておるから誤解を受けるわけです。さうでしやう。さういふことがないといふことが今條件的にはつきり言明されてきたわけなんです。ここに同僚の方々もいらつしやるでしやうけれども、そのことは大乗的に考へて、団体はあくまでも団体でありませぬ、だからその団体のいろいろな要求は當然であります。しかしそれが行き過ぎた場合には、それを断固としてはつきりさすだけの識見と土性骨を要する、このように考へてゐるわけなんです。さういふ立場からいつても、せめて農林大臣のようになシャープな方が、さういふ点だけは明確にして、そして党とさういふ団体とのきずなを——もちろん社会党だつて同様だと思ふのです。總評と政友といふものは基本的にそのすから考へ方が違ふ。私の考へですから、だれがどう申したつてはつきり申し上げますが、片一方はあくまで経済闘争を主体にする、政友はあくまで政友である、さういふ

立場を堅持してすつきりした態度をとつていただきたい、このように考へてゐるのですが、それに対する農林大臣の一つのお考へ方、あるいはさういふ事柄があるとするならば、それに伴つた一つのあり方を、この際はつきり明言しておいていただきたいと思ふ。

○福田国務大臣 私どもの属する自由民主党の考へ方、これはとにかく農地買収によつて買収を受けた旧地主の方々は、まことにその毒な状態であると思つてゐるわけなんです。もちろん全部が全部というわけではございませぬ。同時にまたこの買収措置によつて國の安定のためにすいぶん貢献をされたといふことではございませぬが、ともかくお氣の毒だつたといふ感情を持つておるわけではございませぬ。さういふお氣の毒な状態等につきまして、社会的問題と言つておりますが、さういふ各種の問題を一つ調査してみよう、さういふのが本案の趣旨でございませぬが、これは別に地主団体からの圧力でさういふ考へ方をとつたといふことはないので、これは率直に党みずから考へて、さういふことをやつておるといふふうに御理解をお願いいたします。圧力団体の圧力に屈したといふものでもないわけなんです。さういふことで、この被買収者の団体もございませぬが、党と連絡をとつてさういふ措置をとる。政府の考へ方といふものは、これはもう独立した、きぜんたる見解から出しておる次第でございまして、その間の両者の考へ方をいろいろ皆さんごらんになつていただいても、向こうは補償と言ひ、政府は補償をしないとか、基本的な点において違つておる点も御理解を

他の方々もいらつしやいますから。

あなたの考えていらつしやる調査費の

が生計上どういふ状態にあるであらう

きるための最低保障以外に、ほかの方

は、いかなる答申がありましても再補

ものを大い上げていきたい、こういふふうに考えております。

○受田委員 適正農家は七反歩ですか。それで十分生計ができる基準ですか。

○福田国務大臣 いや、現在が七反歩ということですか。

○受田委員 現在の適正農家はそういうことですか。

○福田国務大臣 現在の平均がそうなるというのを申し上げておるのです。

○受田委員 私は適正農家の基準をお尋ねしておるのです。

○福田国務大臣 適正農家の反別がどうかという質問に對しましては、なかなか答弁が困難であります。

果樹をやっておる人もありますし、鳥を飼つておる人もありますし、あるいは米を作つておる人もあります。いろいろな態様がありますから、一がいにはただだけが適正であるという事は申し上げられません、私の言ひ得ることは、これでは足りないのだ、もつと大いにふやしていきたい、こういうことあります。

○受田委員 あなたは農林大臣として、日本の農家の適正基準をどこに置くかという事は考えていただかないと、七反で食つていけるなどということとは——副業にいろいろなものを考へてあるからというより農業農家の立場でなく、純然たる專業農家としてどう考へるかということをお尋ねしておるわけです。あなたは日本の農政をあずかつておる大黒柱だから、日本の農民が安心するものを持つていただかなければならぬと思う。そこで農林大臣として、專業農家として適正規模

でやれる基準はどれだけかということを示していただき、あわせて従来の自作農創設特別措置法によつて政府が買取した、第三條の一号、二号、三号、それから五項のおのの立場から買取の対象になつた基準、たとえば第三條の二号に「北海道にあつては四町歩、」をこえる場合にとり書いてありますから、四町歩を基準にして北海道は農業経営が適正にいくのかどうか、こういうような問題を、この買取の当時の各条の号に該當するものと、現在の適正農業の規模等を基準にして、当時の買取が適正であつたかどうかを審判する基準にしてみたいと思ふのです。これは資料を要求いたします。

もう一つ、今あなたは學識経験者の中から選任する委員の用意はされてないということをごさしました、やはり法律案を出される場合には、そういう學識経験者としてどういふ人を選ぶかというぐらゐの構想は持つておらないと、これが通つてからは、今度は大臣の任命権だからということで、總理が委任された事項を独断でやるというときには、われわれはお手上げですから、従つて法律案を出されると同時に、學識経験者の中から選ぶ委員は、こういう方面の人、こういう方面の人といふぐらゐのことはちゃんと用意されておると思ふのです。今きまつてないということでしたが、これはいかがですか。この次の委員会までに、人的な構成をすぐということにはむずかしいかもしれませんが、こういう方面の人、こういう方面の學識経験者、このぐらゐのことは御発表できませんか。

○福田国務大臣 なるべく早く資料として提出します。

○受田委員 たとえばこれは一つの例ですが、「北海道にあつては四町歩、」都府県にあつては主務大臣が都府県別に定める面積を超える」云々とありますから、主務大臣が定めた府県別のものがあつてはいいです。それによつて適正農業の規模等の比較ができるわけです。委員もこの次までに資料として出す。委員を資料として出すというのは、どうもおかしいが、私がお尋ねしたいのは、こういう方面の學識経験者といふものを具体的に示したくない。氏名までおあげになるのは困難だと思ひけれども、そういう方面を明らかにしていただきたい、こういうことをお尋ねしておるわけです。ではお約束の時間を厳守して、これで御解放申し上げます。

○福田委員長 次会は來たる二十五日午前十時より開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後四時四十分散會

〔参照〕
行政管理局設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

内閣委員會議録第十一号中正誤

ハシ段 行 誤 正
九二 言 げい ことは げた ことは
二三 元 阿 然 全然
二四 元 阻 され 阻止 され

内閣委員會議録第十三号中正誤

ハシ段 行 誤 正
七三 八 外 少 は 多少 是
九四 八 時 に 特に

昭和三十五年三月二十五日印刷

昭和三十五年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局